

〔 計 画 年 度 〕
〔 令 和 6 ～ 8 年 度 〕

京都府飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月
京都府

目次

- **第一章 飼養衛生管理に係る指導等に関する基本的方向** 1
 - I 京都府の畜産業及び家畜衛生の現状
 - II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題
 - III 指導等の実施に関する基本的な方向
 - 1 指導等に関する基本的な方向
 - 2 指導等の実施に関する基本的な方向

- **第二章 家畜伝染性疾病の発生状況等の情報収集に関する事項** 3
 - I 実施方針

- **第三章 飼養衛生管理に係る指導等を重点的に実施すべき事項** 3
 - I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項
 - 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針
 - 2 各年度の優先事項等
 - II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- **第四章 家畜の所有者等が行う自主的措置の強化に関する事項** 4
 - I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の強化に関する方針

- **第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項** 5
 - I 都道府県の体制整備
 - 1 家畜防疫員の確保及び育成
 - II 飼養衛生管理者の選任、研修等
 - 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針
 - 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針
 - 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針
 - III その他指導等の実施体制に関する事項
 - 1 年間指導スケジュールについて
 - 2 命令違反者の公表について

- **第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項** 7
 - I 協議会等の活用と相互連携に関する方針
 - II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針
 - III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

京都府飼養衛生管理指導等計画

はじめに

- (1) 本計画は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の改善を図るための措置（「飼養衛生管理に係る指導等」）の実施に関する指針「飼養衛生管理指導等指針」を国が定め、その指針に即して、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を京都府知事が定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間で1期として計画を定め、国の指針が変更された場合や府内での伝染性疾病の発生状況又は飼養衛生管理指導等計画の実施状況を踏まえ、大規模農場や生産団体の意見も踏まえた上で変更するものとする。
- (3) 本計画は、次の事項について定めるものとする。
 - ①飼養衛生管理に係る指導等に関する基本的な方向
 - ②家畜伝染性疾病の発生状況等の情報収集に関する事項
 - ③飼養衛生管理に係る指導等を重点的に実施すべき事項
 - ④家畜の所有者等が行う自主的措置の強化に関する事項
 - ⑤飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項
 - ⑥協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

第一章 飼養衛生管理に係る指導等に関する基本的方向

I 京都府の畜産業及び家畜衛生の現状

近年、府内の家畜飼養戸数は愛玩用豚で増加しているほかは減少傾向にあり、飼養頭羽数は乳用牛、採卵鶏及び肉用鶏で増加、養豚で横ばい、肉用牛は減少傾向にある。

府内では南丹・中丹地域が畜産の主要な産地であり、豚については南丹地域が飼養頭数のほとんどを占め、採卵鶏、肉用鶏については中丹地域がそれぞれ約5割、8割を占めている。これらの地域はミルクプラント、家畜市場、死亡家畜焼却施設、飼料会社や畜産資材配送業者など関連事業者が多く存在し、家畜伝染病発生時にはまん延のリスクが高く、特に飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底が必要な地域である。一方、山城地域には食肉・食鳥処理場や液卵工場があり、交通の要衝となっていることから、他府県からの伝染病の侵入防止対策が防疫上重要である。また、中丹地域は海外からの客船や貨物船が寄港する港を有し、国際的にも防疫上重要な拠点となっている。

飼養衛生管理指導については、農林水産省の定める「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」に基づき実施しているところであり、いずれの畜種も飼養衛生管理基準について概ね遵守しているところである。しかし飼養者の高齢化が進んでおり、老朽化が進む畜舎も散見されるため、市町村や農協等の生産者団体、関連事業者が一体となり、地域の飼養衛生管理水準を向上させることが重要となる。

これらの認識を全ての関係者が共有し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

本府では平成16年2月に高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）が発生し、大きな被害をもたらした。その経験を生かし、関係団体・機関が一体となって家畜伝染性疾病预防対策に取り組んでいる。

特に、口蹄疫（以下「FMD」という。）、豚熱（以下「CSF」という。）、アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）及びHPAIについては、発生を防ぐよう徹底した飼養衛生管理指導を行うほか、万一の発生時に備え、マニュアルの整備や関係機関が一体となった防疫演習を行っていく必要がある。

これらの疾病に加え、慢性疾病への対策も重要であり、牛伝染性リンパ腫については平時からの感染防止対策を維持する必要がある。本病については全国的に発生が拡大していることから、清浄化のためには、生産者団体を含めた関係者の理解と協力の下、地域が一体となり対策に取り組む体制の構築が不可欠である。

III 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。

また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、本府、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。

このため、各地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施していくことが重要である。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、家畜伝染病の早期発見及び早期通報、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が不可欠である。家畜と毎日接する飼養衛生管理者が、農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルを踏まえ、少なくとも年1回以上、自己点検を行い、その結果を家畜の所有者、農場の従事者と共有するよう指導等を行う。なお、隣接府県でFMD、CSF、ASF、HPAI等の家畜伝染病の発生が確認された場合、1週間以内に自己点検を行い、家畜保健衛生所へ結果を報告することとする。
- (2) 家畜保健衛生所は、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国の様式により年1回以上確認を行う。その際、(1)の自己点検の結果も併せて確認する。当該確認の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が不十分である場合は改善指導を実施する。また、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。指導及び助言にあたっては、農場や地域の実情を踏まえた提案となるよう努め、必要に応じて飼養衛生管理マニュアルに反映するよう指導する。なお、豚又はいのしし飼養農場については、3か月に一度、家きん飼養農場については、毎年9月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関わる自己点検を開始し、HPAI発生が懸念されるシーズン中は毎月繰り返して行うことを指導する。

- (3) 全ての農場に対して、家畜防疫員による(2)の確認を年1回以上立入により行うことを基本とする。ただし、従前の遵守状況、指導等の経過等を考慮し、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要でないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は農場の管理獣医師等の農場立入時の情報収集結果に基づき確認を行うことを可とするが、計画期間の3年間で、農場に少なくとも1回は、立入による確認を行うこととする。
- (4) 市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等による情報収集を行おうとする場合は、必要な知識・技術の習得・向上に関する研修等を実施することとする。
- (5) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び(2)により明らかになった優先事項等に即して、計画的に実施するよう努めることとする。なお、(2)及び(3)の結果、家畜の伝染性疾病の発生状況、新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、優先事項等を変更することができる。
- (6) 定期報告の内容、飼養衛生管理基準の遵守状況等の家畜の飼養農場の情報について迅速かつ包括的に確認できるよう、ICT等を活用した飼養衛生管理の情報共有化等の検討及び実装を進める。
- (7) 国、本府、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等が家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、協議会等の設置を進めるとともに、家畜の所有者等による自主的取組を助長するため、必要な助言及び指導を行う。
- (8) 畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるように取り組む。

第二章 家畜伝染性疾病の発生状況等の情報収集に関する事項

I 実施方針

全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画(時期、地域、検査対象、方法等)について、毎年度作成し告示する。(告示内容は別冊を参照のこと)

各監視伝染病サーベイランスについては、家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達)別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づき、毎年度国から通知で示される検査について実施するとともに、本府の実情を勘案して必要と考えられる検査について実施する。

サーベイランスや病性鑑定の結果については、家畜保健衛生所においてとりまとめの上、生産者へ還元するとともに、当該検査の実施に携わった市町村・獣医師・生産者団体等の関係者と共有する。

また、と畜検査の結果についても、飼養衛生管理水準の向上に活用することを目的に、関係事業者及び生産者の同意が得られた場合に、獣医師や生産者団体等の関係者と共有する。

第三章 飼養衛生管理に係る指導等を重点的に実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

野生動物侵入防止柵の設置など野生動物からのCSFやHPAI等の感染防止の徹底や農場の衛生管理区域での入退出時の人・物・車両等の消毒の徹底などの飼養衛生管理基準の事項に加

え、全国の家畜伝染病等の発生状況及び本府の実情を勘案し、家畜の種類ごとに実施すべき重点項目を定め、個別の飼養状況を考慮に入れながら適切で効果的な指導を行う。なお、重点事項については、京都府飼養衛生管理指導等計画（別冊）に毎年、本府の事情を勘案し記載する。

2 各年度の優先事項等

ASF や HPAI など世界で流行する越境性動物疾病の発生や CSF などの国内、府内での発生や発生するリスクの高い疾病などについては、優先的に指導等を実施すべき事項とし、家畜の種類ごとに重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め、府ホームページ等で公表する。

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- (1) 主要な伝染病に関して伝播様式、感染方式、有効な消毒薬、病態を市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。
- (2) 家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 家畜防疫員は、大規模所有者に対し、特定家畜伝染病発生に備えた防疫計画の策定及び周辺住民への説明について指導等を行う。特に、防疫計画の策定に当たっては、特定家畜伝染病発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化する。
- (4) 家畜の所有者等には、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び本府から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境整備の指導を行う。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。
- (5) 家畜の所有者等には、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から、各農場で取るべき対応を想定し、訓練するよう指導を行う。
- (6) 家畜の所有者には、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保や焼却施設との協定締結、家畜伝染病の発生時に迅速に防疫措置を開始できるよう住民説明等、農場に必要な事前準備を進めるよう指導、助言を行う。一方、本府は、利用可能な土地及びその他の方法に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。
- (7) 家畜の所有者から農場の分割管理の相談があった際は、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に農場の分割管理について提案及び周知を行う。

第四章 家畜の所有者等が行う自主的措置の強化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の強化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者に飼養衛生管理に係るマニュアルを作成させるとともに、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置し、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、効果的な飼養衛生管理に関する研修

の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことの指導を行う。

- (2) 国及び市町村と連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- (3) 市町村、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等と連携して、
 - ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、本府等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的助言等を行うこととする。
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促すため、これらの団体による協議会等の設置を促進することとする。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

獣医系学生の公務員への就業を誘導するため、各大学が主催する就職説明会に参加するとともに、積極的に学生の行政体験研修を受け入れるなど、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努めることとする。

また、国が主催する研修会等に積極的に参加し、家畜防疫に必要な技術・知識習得の推進を図り、府内においても若手職員の研修会により育成に努めるとともに、病性鑑定研修会を行い、技術の向上に努めることとする。

なお、研修等の内容については、関係部局と連携し、経営、環境等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努めることとする。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 飼養衛生管理者は、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。このため本府では、適切な者が飼養衛生管理者に選任されるよう、以下により指導を行う。
- (2) 家畜の所有者に対し、衛生管理区域又は大規模所有者においては畜舎ごとに、その衛生管理区域又は畜舎の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。なお、家畜の所有者自身が飼養衛生管理者になることも可能とする。
- (3) 家畜の所有者に対し、衛生管理区域又は畜舎ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養

衛生管理基準の遵守等に支障がないと家畜防疫員が判断する場合には、この限りでない。

- (4) 衛生管理区域又は畜舎ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年定期報告により把握し、平常時には国内外の家畜衛生情報の共有による注意喚起や非常時の連絡体制を強化する。
- (5) 飼養衛生管理者の変更があった場合には、速やかに農場を所管する家畜保健衛生所に連絡するよう指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- (1) 海外及び国内（特に本府内）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- (2) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- (3) 京都府の指導計画の内容
- (4) その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

必要に応じて、家畜の飼養者等に対し以下の情報を直接提供する。

- (1) 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- (2) 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都道府県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間指導スケジュールについて

- (1) 法第12条の3の4第5項の規定による指導等計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導等計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導等計画に反映させるよう努める。
- (2) 前年度の指導等計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7月31日までに国へ報告する。
- (3) 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、(1)の様式により、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の規定による命令に従わない者（以下、「命令違反者」という。）を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。

2 命令違反者の公表について

本府は、法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかに公表するとともに、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、本府、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等が—それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携することが重要である。
- 2 このため、近畿ブロック協議会に参加し、情報共有等を図り、相互に連携することとする。
- 3 また、本府における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、府協議会を設置するものとする。

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

FMD、CSF、ASF、HPAI 等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。その際、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、直ちに改善するよう勧告等を行う。

また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、通報が必要となる症状等について周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、定期的・計画的な指導等のため、飼養衛生管理等指針及び指導計画の対象とする。
- 2 その際、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について、指導等を行う。